

横芝光町告示第72号

収納代行事業者の指定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条により、下記のことを収納代行事業者に指定したので、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第51条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦

1 収納代行事業者の氏名又は名称及び住所

- ・株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階

- ・株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

- ・ANAあきんど株式会社

東京都中央区日本橋2丁目14番1号 フロントプレイス日本橋

- ・株式会社JALUX

東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス12階

- ・楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉1丁目14番1号

- ・株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

2 収納代行事業者に納付させる歳入の内容

ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金

3 収納代行事業者に納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで